

武器への道徳的な問いの諸相

—負の問い、「正」の問い、「正ではない」問い—

問題提起

2017年10月14日
大阪商業大学
小野塚 知 二

I パネルの目的と背景

目的：武器の保持、取引、使用に関する道徳的な問いの諸相をさまざまな事例に基づいて観察し、武器への道徳的な問いが成立する条件と、その問いの社会依存性、問いの効果について考察する。

背景：武器規制を可能とし、困難にする規範的な背景を探るという実践的な課題意識も作用しているが、本パネルでは、まずは「武器への道徳的な問い」という概念が、武器移転史・兵器産業史や武器をめぐる現状分析などに対して、いかなる学問的な有効性があるか否かを確かめることに主眼をおく。

来歴：政治経済学・経済史学会2009年秋季学術大会パネル・ディスカッション「武器移転史のフロンティア：人・もの・武器の交流の世界史的意味」(2009年10月24日、岡山大学)問題提起：「兵器の介在する人間=社会関係は、他の道具・物財・商品の介在する関係と比べて、兵器とは身体・生命・財産を傷つけ損なうことを主目的とする道具であるがゆえに道徳的な問いを免れず、その是非が語られるという点で特殊である」(横井・小野塚編著『軍拡と武器移転の世界史：兵器はなぜ容易に広まったのか』2012年、第1章第3節参照)。

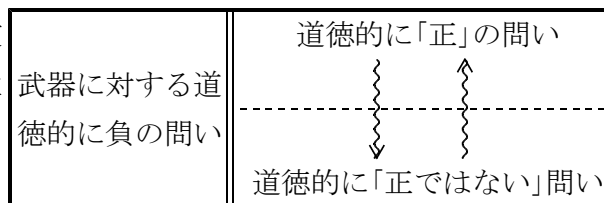
批判：①道徳的な問いの実在性、②「武器移転規制の提唱=道徳的な問い⇔武器移転の正当化=道徳的な問いの隠蔽」という二項対立図式(榎本珠良編著『国際政治史に於ける軍縮と軍備管理』2017年、終章第2節)。

II 「道徳的な問い」という問題の再構成

①負の問いの実在性と稀少性：問題提起者らによる従来の研究では、人の生命・身体・財産を害するという武器の性質ゆえに、その道具である武器の所持・取引・生産を否定する負の問いを想定してきた。しかし、実際にはこうした意味での純粋な負の問いは、ある種の宗教思想などを除くならば、安定的な社会規範として機能してきたことは稀であった。とはいえ、負の問いが実在してきたのも事実である。近年では核兵器禁止条約やICAN(International Campaign to Abolish Nuclear Weapons)はそのわかりやすい例である。

②負の問いが稀少な理由：負の問いは、対峙する相手(=敵)も「同じ人」とあるとの観念があって初めて成立するが、敵に対する自衛戦争を正当化する理屈は、しばしば、相手が「同じ人」ではないとの観念と共存しやすいため、純粋な負の問いは成立しがたい。

③「正」の問いと「正ではない」問い：現実には観察される結果としては、むしろ、正義・自衛権・民族独立等の手段として、武器の所持・取引・使用に当たる者たちは武器を正当化してきた(「正」の問い)と同時に、他方では、「単純に攻撃的な、過剰な武器の保持・使用」や、武器所持の資格を欠くと考えられる主体に対しては、それを正当化しない問いが向けられてきた。「正ではない」問いとは、武器の保持・使用を必ずしも正当化しないが、武器の主目的のゆえにその存在そのものを否定する負の問いに収斂するのではなく、特定の状況と主体に対しては武器の所持・取引・使用を「正ではない」とする(それゆえ、それ以外の状況と主体に対しては「正」する)問いとなる。近年では北朝鮮のミサイル・核開発に対する米・露・日政府の議論はこれに当



たる。北朝鮮は正当な自衛権ゆえに開発を正当化しており、同じ現象への二つの問いは共存関係を示している。米・露・日・北朝鮮の問いの立て方と両立しないの核兵器禁止条約やICANである。

Ⅲ 武器への道徳的な問いと武器リテラシーの関係

①「正」の問いの武器リテラシー依存性：正の道徳的問いは、武器の所持・取引・使用に関わる者・社会の武器リテラシーの高さを前提とする。「武器リテラシー」とは、武器の保持・操作・利用・売買を適切に(≡その社会の代表的・支配的な規範に照らして人間=社会の営みと存在を阻害・損壊せずに)なす能力・資質を指す。言葉は発しているが、それが意味をなさない場合は、リテラシーとして評価できないのと同様に、単に武器を操作・利用する(たとえば銃器を発砲する)能力は武器リテラシーの一部を構成する要素に過ぎず、保持・操作・利用・売買が適切になされないならば、武器リテラシーは低いことになる。たとえば、ある状況でのある民族の武器の保持・行使が民族の独立を脅かす外敵に対する最低限の武器の使用であること(=当該民族の社会的武器リテラシーの高さ)が証明されるなら、「正」の問いが成立するが、その民族が武器保持や独立に価値を置かないと考えられる場合は、「正」の問いは成立せず、「正ではない」道徳的な問いが成立する。

②個人的リテラシーと社会的リテラシー：武器の所持・取引・使用に関わる主体を個人とし、個人の自衛のための武装権を承認するなら、正の問いのために必要な前提は、社会的な武器リテラシーではなく、個人的なそれとなる。アメリカ合衆国の問題状況は、個人的リテラシーのみを前提にして、正の問いが成立しているところにある。それゆえに、社会的な武器リテラシーを問題として論ずることが困難であり、社会的な武器リテラシーはせいぜい二次的な問題としてしか問われない。

③「正」の問いと「正ではない」問いの入替可能性：武器の所持・取引・使用に関わる者・社会の武器リテラシーが高くないことが明瞭な場合、武器に対する「正」の問いは成立しないが、それはただちに負の道徳的問いを意味するのではなく、「正ではない」道徳的な問いがとりあえず生成する。すなわち、「正」の問いも「正ではない」問いも、武器の所持・取引・使用の状況と、その主体に依存して成立するが、「正」の問いが成立しない場合にただちに発されるのは負の道徳的な問いではなく、「正ではない」道徳的問いである。武器の所持・取引・使用の状況と主体をどのように解釈するかで、「正」の問いと「正ではない」問いは容易に入替可能となる。

Ⅳ 本パネルの課題

以上のような諸概念を仮に設定したうえで、以下の3点を、可能な限り、事例に則して、論理的に整序して、諸事例の観察と比較を通じて、武器規制を可能とし、また困難とする規範的な背景を探ることとする。

a 負の問いの存在を、多くの例で、証明できるか。あるいは負の問いの存在を論理的に要請できるか。

b 「正ではない」問いをいかに安定的に —「正」の問いとの恣意的な入替可能性を排除したうえで— 確保しうるか。また、それを拡張しうるか。

c 「正」の問いにおける目的・手段関係の顛倒性 —自衛のために武器の保持・行使が正当化されるのではなく、武器の保持・行使を正当化するために、外敵が発見(=「捏造」)されて、「自衛」という目的が後付けで構成されること— は一般化しうるか。

本パネルは、以下の通り、3つの報告と2つのコメント、および討論から構成される。

報 告(各20分)

武井弘一(琉球大学)「日本近世の百姓の鉄砲所持・利用の規範」

小野塚知二「19世紀後半～20世紀初頭軍拡期の国家・民族の「独立・自衛」と武装・武器移転正当化論」

佐原徹哉(明治大学)「超域的テロ・ネットワークにおける武装正当化論」

コメント(各10分)

竹内真人(日本大学)「19世紀末～20世紀初頭の武器=労働力交易規制論から」

榎本珠良(明治大学)「近現代の武器移転規制論とウガンダの事例から」

討 論(50分程度)